

報告第17号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月13日提出

豊川市長 山 脇 実

(福祉部関係)

| | | |
|---|--------|--|
| 1 | 専決年月日 | 平成30年10月16日 |
| | 相手方 | 豊川市在住の40代男性 |
| | 損害賠償の額 | 72,000円 |
| | 概要 | 平成30年8月24日午後3時30分頃、豊川市一宮町宮前98番5において、派遣労働者の運転する自動車が相手方の所有するブロック塀に接触し、当該ブロック塀の一部が破損した。 |

(子ども健康部関係)

| | | |
|---|--------|--|
| 1 | 専決年月日 | 平成30年9月20日 |
| | 相手方 | 豊川市在住の児童の保護者 |
| | 損害賠償の額 | 28,554円 |
| | 概要 | 平成30年2月19日午前9時20分頃、豊川市立小坂井北保育園において、保育を受けていた児童が、他の児童に玩具で頭を叩かれ、負傷した。 |